
平成29年第1回玖珠町議会定例会会議録(第1号)

平成29年3月2日(木)

1. 議事日程第1号

平成29年3月2日(木) 午前10時開議(開会)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
- 第 3 議長の諸般の報告
- 第 4 議案の上程(議案第1号から議案第44号、諮問第1号)
- 第 5 町長の諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明
- 第 6 請願並びに陳情の上程(陳情1件)
- 第 7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
- 第 8 議案質疑

(議案第24号から議案第25号、議案第30号から議案第37号、諮問第1号)

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
- 日程第 3 議長の諸般の報告
- 日程第 4 議案の上程(議案第1号から議案第44号、諮問第1号)
- 日程第 5 町長の諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明
- 日程第 6 請願並びに陳情の上程(陳情1件)
- 日程第 7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
- 日程第 8 議案質疑

(議案第24号から議案第25号、議案第30号から議案第27号、諮問第1号)

出席議員(14名)

1 番 松 下 善 法

2 番 大 野 元 秀

3 番	小 幡 幸 範	4 番	松 本 真由美
5 番	中 尾 拓	6 番	中 川 英 則
7 番	廣 澤 俊 幸	8 番	宿 利 忠 明
9 番	石 井 龍 文	10 番	河 野 博 文
11 番	高 田 修 治	12 番	藤 本 勝 美
13 番	繁 田 弘 司	14 番	秦 時 雄

欠席議員（な し）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	帆 足 浩 一	議事係 長	山 本 恵一郎
-------	---------	-------	---------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	小 幡 岳 久
教 育 長	秋 吉 徹 成	総 務 課 長	麻 生 太 一
総 務 課 長	穴 本 芳 雄	まちづくり 推 進 課 長	村 木 賢 二
まちづくり推進課 総合戦略室長	衛 藤 正	環境防災課長兼 基地対策室長	藤 林 民 也
税 務 課 長	石 井 信 彦	福祉保健課長	江 藤 幸 徳
住 民 課 長	衛 藤 善 生	建設水道課長	梅 木 良 政
農林業振興課長兼 農業委員会 事務局 長	湯 浅 詩 朗	商工観光振興 課 長	中 島 圭 史
会計管理者兼 会 計 課 長	本 松 豊 美	教育総務課長兼 新中学校開校 推 進 室 長	長 尾 孝 宏
学校教育課長	佐 藤 貴 司	社会教育課長兼 久留島武彦記念館 開 設 室 長 兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	瀧 石 裕 一
監 査 委 員	河 野 好 美	総 務 課 長 行 政 係 長	和 田 育 男

上 程 議 案

議案第1号	法律上その義務に属する損害賠償の額を求めることについて
議案第2号	辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画の策定について
議案第3号	玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について

- 議案第4号 玖珠町工場立地法地域準則条例の制定について
- 議案第5号 豊後森藩資料館の設置及び管理に関する条例の制定について
(久留島記念館の設置及び管理に関する条例の全部改正)
- 議案第6号 公益的法人等への玖珠町職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 議案第7号 玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第8号 玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第9号 玖珠町職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 玖珠町税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第11号 玖珠町使用料条例の一部改正について (総合運動公園)
- 議案第12号 玖珠町使用料条例の一部改正について (豊後森機関庫公園)
- 議案第13号 玖珠町使用料条例の一部改正について (久留島武彦記念館)
- 議案第14号 玖珠町使用料条例の一部改正について (豊後森藩資料館)
- 議案第15号 玖珠町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 玖珠町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 議案第17号 玖珠町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 議案第18号 玖珠町指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議案第19号 玖珠町指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議案第20号 玖珠町企業立地促進条例の一部改正について
- 議案第21号 豊後森機関庫公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第22号 森まちなみ情報発信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第23号 玖珠町立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第24号 財産の無償譲渡について
- 議案第25号 玖珠工業団地建設事業に係る町道井の尻四日市線建設工事委託契約の締結について
- 議案第26号 玖珠町自治会館の指定管理者の指定について
- 議案第27号 森まちなみ情報発信施設の指定管理者の指定について
- 議案第28号 玖珠町道の駅童話の里くすの指定管理者の指定について
- 議案第29号 玖珠町道の駅慈恩の滝くすの指定管理者の指定について
- 議案第30号 玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 議案第31号 平成28年度玖珠町一般会計補正予算 (第4号)
- 議案第32号 平成28年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第1号)

議案第33号	平成28年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
議案第34号	平成28年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
議案第35号	平成28年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第36号	平成28年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
議案第37号	平成28年度玖珠町水道事業会計補正予算（第3号）
議案第38号	平成29年度玖珠町一般会計予算
議案第39号	平成29年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第40号	平成29年度玖珠町簡易水道特別会計予算
議案第41号	平成29年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算
議案第42号	平成29年度玖珠町介護保険事業特別会計予算
議案第43号	平成29年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第44号	平成29年度玖珠町水道事業会計予算
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時00分開議（開会）

○議長（秦 時雄君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動はかたく禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されております。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力お願いいたします。

本日の会議に遅刻の届け出が提出されておりますので、報告いたします。

議員につきましては、6番中川英則君、公務のため遅刻の届けが提出されております。

執行部につきましては、人権同和啓発センター所長山本五十六君、公務のため欠席の届けが提出されております。

ただいまの出席議員は13名です。

会議の定足数に達しております。

地方自治法第113条の規定により、平成29年第1回玖珠町議会定例会は成立しました。

よって、ここに本定例会の開会を宣言し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 時雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において

3番 小 幡 幸 範 君

12番 藤 本 勝 美 君

の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（秦 時雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長河野博文君。

○議会運営委員長（河野博文君） 皆さん、おはようございます。平成29年第1回玖珠町議会定例会に当たりまして、議会運営委員会の協議結果について御報告いたします。

平成29年第1回玖珠町議会定例会の開会に当たり、去る2月24日に議会運営委員会を開催いたしました。今期定例会に上程されます議案につきまして、執行部の出席を求め、概略の説明をいただき、会期日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期の日程につきましては、お手元にあらかじめ配付してあります日程表のとおり、本日3月2日から3月21日までの20日間としたいと思います。

今期定例会に上程されます議案は、損害賠償の額を定める案件1件、辺地に係る総合整備計画の策定案件1件、過疎地域自立促進計画の変更案件1件、条例の制定案件2件、条例の一部改正案件18件、財産の無償譲渡案件1件、建設工事委託契約の締結案件1件、指定管理者の指定案件4件、人事案件1件、平成28年度一般会計補正予算案件1件、平成28年度特別会計補正予算案件5件、平成28年度水道事業会計補正予算案件1件、平成29年度一般会計予算案件1件、同じく特別会計予算案件5件、水道事業会計予算案件1件、諮問案件1件の45議案であります。また、本議会に陳情1件が提出されております。

なお、議案第24号、財産の無償譲渡案件、議案第25号、玖珠工業団地建設事業に係る町道井の尻四日市線建設工事委託契約の締結案件、議案第30号、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任案件、議案第31号、平成28年度玖珠町一般会計補正予算案件、議案第32号から議案第36号の特別会計補正予算案件5件、議案第37号、玖珠町水道事業会計補正予算案件、以上10議案及び諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦案件1件につきましては、議案の性格上、また年度末を控え、予算執行上、喫緊を要する案件でありますので、委員会付託を省略し、本日の日程の中で議案質疑、6日の日程の中で討論、採決をお願いしたいと思います。

また、議案第38号から議案第44号までの7議案は、平成29年度各当初予算案件であります。予算特別委員会を設置して審査の付託をしたいと思います。

次に、本定例会の一般質問は、15日、16日を予定しておりますが、恒例によりまして、町長の新年度予算編成方針などの説明を受けてからの通告といたします。

したがって、日程の関係上、3月7日の17時に締め切り、3月8日の予算特別委員会の終了後に議会運営委員会を開催し、一般質問の発言順番を決めたいと思いますので、議会運営委員の御協力をよろしくお願いいたします。

何とぞ、本定例会の慎重なる御審議と議会運営に格段の御協力を承りますようお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（秦 時雄君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、今期定例会の会期は本日3月2日から3月21日までの20日間といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日3月2日から3月21日までの20日間と決定いたしました。

日程第3 議長の諸般の報告

○議長（秦 時雄君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

去る1月16日には、知事を囲む自治運営懇話会が大分市内のホテルで開かれ、県道の整備、企業誘致等について要望を申し上げたところです。

また、翌17日には、別府市において町村長と町村議会議長との意見交換会が開催され、今後の取り組みについて協議を行いました。2月22日には、県町村議会議長会役員会が日出町で開催されました。会議に先立ち、地方自治功労者の表彰伝達式及び表彰があり、当町村議会議長会より、全国町村議会議長会表彰に姫島村議会議長と私の2名が受賞をいたしました。

その後、平成29年度事業計画案及び予算案等について協議をいたしました。

2月19日には、大阪市で関西くす・ここのえ郡人会が開かれ、副議長と、急遽欠席のため、私のかわりに藤本議員に出席いただき、関西在住の玖珠郡出身者の方々と意見交換をしていただきました。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 議案の上程（議案第1号から議案第44号及び諮問第1号）

○議長（秦 時雄君） 日程第4、議案の上程を行います。

今期定例会に提出されました議案第1号から議案第44号までの44議案及び諮問第1号について、一括上程したいと思います。これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会に提出されました議案第1号から議案第44号までの44議案及び諮問第1号につきまして、一括上程することに決定いたしました。

日程第5 町長の諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明

○議 長（秦 時雄君） 日程第5、町長に諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明を求めます。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） おはようございます。

比較的暖かであったことしの冬も終わり、いよいよ3月、春を迎えました。三寒四温と言われる言葉どおり、日一日、暖かさを増しているように感じられます。

町内の各学校でも卒業式のシーズンを迎え、生徒たちがそれぞれ新たな舞台に旅立っていきます。子供たちの成長を心から祝福したいと思います。

平成28年度の締めめの議会に当たり、この1年間を振り返ってみますと、昨年4月の熊本地震が最初に挙げられます。4月14日21時26分、震度3の前震があり、続いて16日深夜1時25分には震度5弱の本震がありました。これは、玖珠町では過去に経験したことのない震度であり、本町においては人的被害はなかったものの、道路、学校などの公共施設、地区水道給水施設、文化財等への被害がありました。日本童話祭についても参加者の安全を第一に考慮し、中止決定いたしました。

道路被害などに対し、早期の復旧作業を実施し、地区水道給水施設の被災に対しては、自衛隊玖珠駐屯地や役場職員による給水支援を行い、地区住民の方々の生活の安定に努めました。また、余震が続いたことから、本震発生の4月16日深夜以降、町内各所に避難所を設け、住民の方々の安心の確保に努めました。玖珠町のシンボルである伐株山頂にも大きな複数の亀裂が発見され、斜面には巨石の崩落も確認されました。巨石崩落につきましては、地質関係の専門業者に依頼し、実地踏査の結果、それ以上の崩落の危険性は極めて低いことが判明し、また、山頂の亀裂につきましても、経過観察の後、本年1月に復旧工事を完了いたしました。

一方、大きな被害の出た熊本県への支援といたしまして、南阿蘇村に対しまして、役場職員を派遣し、避難所運営の支援などに当たってきました。さらに、水道施設に大きな被害のあった九重町、南阿蘇村や小国町に対し、飲料水を支援物資としてお送りいたしました。熊本地震により亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様方の一日も早い復旧・復興を心からお祈りいたしているところでございます。

同じ4月に、伐株山頂に水戸岡鋭治氏デザインにより展望休憩舎キリカブ・ハウスがオープンし、7月には、道の駅「慈恩の滝くす」と、森まちなみ情報発信施設「カネジユウ館」もオープンし、おかげさまをもちまして、それぞれの施設は多くのお客様に好評をいただいております。交流人口の増

加に大いに寄与したと思っています。また、カネジュウ館を中心にいたしました森まちなみ環境整備事業は、10月にアジア都市景観賞を受賞する栄に浴しました。

12月には、西日本で初となる公設民営塾「玖珠志学塾」が開校し、多くの美山高校生に利用されています。くす星翔中学校建設事業につきましても、校舎等解体工事などの発注が完了し、工事がいよいよ本格化してまいります。平成31年の春開校に向けて、粛々と事業を進めたいと考えております。

また、久留島武彦記念館につきましては、建築工事の最終段階を迎え、一日も早い完成が待たれるところでございます。

平成28年度においても、町政、財政運営など、地方を取り巻く諸情勢は大変厳しいものがございましたが、以上のように、年度の締めくくりを迎えられようとしております。地域住民の皆様からの行政に対するニーズは幅広いものがございます。町政における課題・懸案事項の解決を一つ一つ確実に図りながら、選択と集中に努め、長く持続できる玖珠町を目指して、町政運営に鋭意努力してまいりたいと考えております。

本日、ここに、平成29年第1回玖珠町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御多用中にもかかわらず、御参集賜り、まことにありがとうございます。定例会の開会に当たり、新年度の町政の施政方針を述べさせていくとともに、提出いたしました諸議案の概要と提案理由を御説明申し上げます。議会の皆様を初め、町民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと考えているところでございます。

最初に、12月議会以降の諸般の報告を申し上げます。

まず、防災・基地対策関係について御報告申し上げます。

1月15日、玖珠川河川敷におきまして、平成29年玖珠町消防団特別点検が行われました。当日は雪の舞う非常に寒い中、衆議院議員衛藤征士郎様、大分県議会議員濱田 洋様、大分県西部振興局長広沢 稔様を初め、多くの来賓の方々の御臨席を賜り、人員服装点検、機械器具点検、操法や小隊の訓練点検並びに分列行進、車両行進、放水点検などが披露され、日ごろの訓練の成果が十分に発揮された特別点検となりました。また、この後、永年勤続功労者に対する町長表彰及び上級表彰披露並びに消防団長特別表彰が行われました。受賞されました皆様には、これまでの消防活動への御尽力に敬意を表するとともに、今後とも、ますます重要性を増している消防・防災活動に対する御支援・御協力をお願いしたいと思っております。

次に、日出生台演習場米軍実弾射撃訓練の実施について御報告申し上げます。

昨年につき、12回目となる在沖縄米軍による日出生台演習場での実弾射撃訓練が、2月27日から3月8日までの10日間の日程で実施されています。今回の訓練は前回とほぼ同じ規模で、人員約150名、車両約30両、砲数5門で行われています。米軍実弾射撃訓練に伴う周辺地域住民の不安解消と安全確保を図るため、去る1月12日に四者協により、防衛大臣並びに九州防衛局長に対し、安全対策に万全の措置を講じるよう要請を行い、同日、町においても対策本部を設置したところでございます。

また、1月31日は、防衛省より平成29年度の訓練計画が公表され、日出生台演習場では、平成30年

1月下旬から2月下旬にかけて実施の予定となっております。今回の米軍部隊の日出生台演習場への到着に合わせ、2月20日には、日出生台南部コミュニティーセンターに現地対策本部を設置し、安全対策を実施しているところでございます。米軍につきましては、3月15日に後発隊が離県する予定となっており、それまでの間、事故が起きないように、また無事に訓練が終了することを願って、今後とも米軍の撤収まで気を引き締めて安全対策に取り組んでまいります。

次に、福祉関係について御報告申し上げます。

2月1日、手話奉仕員養成・基礎講座の修了式を行いました。受講された5名の方々には、さらに学習を重ね、手話通訳者として活躍していただくことを願いたします。

2月14日、ヘルスマイト養成講座の修了式を行いました。修了者は14名。健全な食習慣は、心と体の健康づくりにつながりますので、今後とも、食生活の改善に向けた町内の普及・啓発をよろしくお願い申し上げます。

2月18日、一昨年8月から開始いたしました健康ウォーク推進事業で、最も早く登録された方々が1年6カ月の講習を受けました。大多数の方から健康ウォークを継続したいとの意向をお聞きし、事業の大切さを御理解していただけているものと安堵しているところでございます。

2月26日、メルサンホールで本年度の健康づくり推進大会が開催されました。大勢の来場者を迎え、創作健康劇や体験発表の後、NHKためしてガッテンの元演出担当ディレクター北折 一氏の基調講演をいただきました。会場内では健康ウォークコーナーや食育コーナーが設けられ、御協力をいただいた玖珠町ポイントカード会、別府大学食物栄養学科学部の方々には改めてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

次に、農業関係について御報告申し上げます。

2月24日、第48回大分県農業賞の生産加工販売グループ部門において、健木良太郎氏が組合長を務めております玖珠九重農協直販組合が最優秀賞を受賞いたしました。1989年、地元女性の小さな農産物販売所としてスタートし、平成17年には直販組合を設立いたしました。現在、玖珠九重両町で594戸の組合員を組織し、平成27年度、福岡県を中心に年間販売額が5億4,000万円に達し、県内245カ所の直売所の中でも販売高3番目の高位につけています。

今後は、地域に貢献する直売所として、Uターン・Iターンなどの新規就農者の受け入れや、地元高校からの短期研修受け入れなど、担い手育成にも取り組める組織、また、消費者ニーズや流通の情報を生かし、生産者の所得向上に貢献できる組織となるように支援してまいりたいと思っております。

次に、商工観光関係について御報告申し上げます。

1月24日から3月31日までの間、豊後森機関庫ミュージアム内において、長年、童話祭や機関庫祭で多くの子供たちを乗せ、喜びや感動を与您いただきました小中敏生氏所有のミニSLを展示しています。このSLは、故小中和一氏の「こどもの笑顔のために走り続ける」という遺志を引き継ぎ、現在も童話祭や機関庫祭での目玉として走り続けているものです。イベント以外では、ふだん目に触

れることのできない精巧なミニSLを、この機会にぜひごらんいただきたいと思っております。

玖珠町と九重町が共同して、玖珠郡観光情報提供アプリ「玖珠ココくすナビ」を制作いたしました。見る、食べる、泊まる、温泉など、11の大きなカテゴリーから選択し、さらにそれに付随する自然・景観、滝、食事どころ、旅館、ホテルなど、93のカテゴリーから目的のものを選択するシステムとなっています。また、ヘルスケア情報や有事の際に活用される情報マップ、防災情報等、観光情報以外の機能も搭載されています。掲載スポット数は、両町合わせて約800スポット、言語は、日本語、英語、中国語、韓国語に対応しております。

2月15日にリリースし、2月19日には、博多駅前で、玖珠ココくすナビ・アプリ・リリースPRイベントを九重町と合同で開催いたしました。今後、この玖珠ココくすナビアプリを活用し、玖珠町を訪れるインバウンドを含む観光客の増加を目指してまいりたいと考えております。

昨年12月16日から本年1月13日にかけて、森まちなみ情報発信施設の指定管理を公募し、選定委員会の審査を経て候補者を決定いたしました。本議会に当該施設の指定管理者の指定議案を上程させていただいておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

玖珠工業団地に関しまして、2月15日のマスコミ報道で御存じと思われませんが、大分県は、県営玖珠工業団地に企業誘致の環境整備を図るため、今県議会の新年度予算案に約43億円を上程しています。町といたしましても、雇用及び税収の確保並びに産業振興のため、企業誘致は喫緊の課題であり、また悲願でもありますので、県と連携を密にしながらか、引き続き企業誘致に向けて積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、教育関係について御報告申し上げます。

くす星翔中学校の開校に向けた取り組みについて御報告いたします。

まず、ハード面では、仮設の進入路の整備工事や、体育館・武道場、昇降口や渡り廊下などの解体工事が始まっております。また、本年度取り組んでまいりました施設整備に係る実施設計が大詰めを迎えております。今議会には、2月現在の概算事業費を新年度予算として上程しているところでございます。国の公共建築工事共通費積算基準の改定やオリンピック需要など、建築単価が高騰する状況もあり、事業費は当初より増額となる見込みとなっております。

ソフト面では、開校推進協議会の部会単位での協議を進めており、通学安全対策部会では、スクールバスのルートの検討、教育活動部会では、教育課程や行事、部活動、新校舎への移転などを現在協議しており、平成31年4月の開校に向けて着実に準備を進めているところでございます。

次に、玖珠美山高校生のための公営塾「玖珠志学塾」の運用状況でございますが、2月20日現在で85名が受講しております。学年別には1年生が53名で最も多く、2年生が26名、3年生が6名となっております。また、これまで受講者がいなかった地域産業科から受講する生徒もあり、確実に広がりを見せております。

1月7日、正月恒例の第41回玖珠町正月マラソン大会が総合運動公園ジョギングロードで開催され、小学校4年生から中学生3年生までの181名の選手が出場いたしました。

1月8日には、メルサンホールで玖珠町成人式を開催いたしました。今年は213名の新成人を対象に御案内いたしましたところ、151名の御出席をいただき、式では、成人証書の授与に始まり、成人者代表の答辞まで整然ととり行われました。新成人の皆様に心からお祝いを申し上げます。

1月9日、わらべサークル協議会の主催による新春子ども祭りが開催されました。多くのボランティアの皆様の御協力で、約500名の子供たちに三島鍋やつきたてのお餅の食事、昔の遊び、童話演劇などを楽しんでもらうことができました。子供たちの健やかな成長に寄与できたと考えています。この場をかりて関係者の皆様にお礼を申し上げます。

1月15日、メルヘン大使「三遊亭鳳志新春寄席」をメルサンホールで開催いたしました。今回の公演では、メルヘン大使の三遊亭鳳志さんをメインに、九重町出身の三遊亭じゃんけんさんが前座を務め、マジックや落語など多彩な内容で、来場していただいた多くの方々と大いに盛り上がりました。

同日、第35回童話の里やる気おこし町内一周駅伝大会が、10チームの参加のもと、森、八幡、北山田を駆け抜ける8区間18.3キロメートルのコースで開催されました。大会には、小学生から社会人まで幅広い選手が参加し、沿道では多くの町民の方々の応援をいただき、大変盛り上がりのある大会となりました。

1月23日、第4回玖珠郡スポーツ少年団交流駅伝大会が、総合運動公園ジョギングロード周辺・周回コースを利用して、郡内から20チームの参加のもとに行われました。

2月18日、19日の2日間、メルサンホールで玖珠町公民館フェスティバルが行われました。この催しでは、日ごろから公民館を拠点に活動している32団体の舞台発表や個人の展示発表などが行われ、2日間で多くの町民の皆様の御参加をいただきました。

2月20日から24日までの5日間、二豊路に春を告げる第59回県内一周駅伝競走大会が開催されました。玖珠郡チームの成績は、昨年同様総合7位という結果となりました。今年も感動を与えてくださった選手、役員の皆様のおかげで努力と頑張りに心から敬意を表するとともに、応援していただいた多くの郡民の皆様に心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

続いて、今後の当面のスケジュールについて御報告申し上げます。

3月5日、メルサンホールにおいて、玖珠町民の日と男女共同参画フォーラム・イン・くすが共同開催されます。当日は、NHK連続テレビ小説「花子とアン」の原案の著者、村岡恵理氏の講演「曲がり角のその先に 翻訳家 村岡花子の生涯」のほか、大分大学生によるまちづくり研究発表も行われます。議員各位を初め、多くの町民の皆様の御来場をお待ちしております。

同じく3月5日、三日月の滝公園において、福岡圏域の住民を対象に移住・定住施策として、田舎暮らし講座、農村体験ツアーを開催します。当日は、町の移住・定住施策の説明に加え、和菓子づくり体験や移住者のお宅訪問などを計画しております。玖珠町の自然や文化、魅力に触れていただくことで田舎暮らしのイメージを持ってもらい、移住・定住につなげる企画となっています。

また、3月9日木曜日には、同じ三日月の滝公園で、都市と農村の交流イベントとして、福岡市民を中心としたパークゴルフ大会ツアーを開催いたします。簡単、手軽に楽しめるスポーツを通して、

三日月の滝公園を広くPRしていきたいと考えております。

3月18日と19日の2日間、伐株エリアを中心に2017スカイグランプリ伐株in 玖珠が開催されます。この大会は、公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟公認のジャパン・リーグ会場として、伐株山、岩扇山、角埋山などを飛行コースに、全国からトップクラスの選手約50名が参戦し、飛行の技術を競うものでございます。大会を通じて、豊かな自然や豊富な食材など、玖珠町の魅力を全国に向けて情報発信できる絶好の機会となりますので、皆様の温かいおもてなしと御支援・御協力をよろしくお願いしたいと考えております。

4月28日は、いよいよ久留島武彦記念館がオープンいたします。これまで町民の方々から要望も強く、また童話の里くすを象徴する施設として誕生いたします。多くの皆様方に御来場していただき、童話の里くすの情報発信に大いに寄与することと期待しております。

以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

次に、本定例会に当たり、平成29年度町政運営の基本方針並びに予算編成方針などを説明申し上げます。

町政の運営方針でございます。

平成29年度は、平成27年度に作成した玖珠町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中間年となる年でもあり、また、私ごとで恐縮でございますが、玖珠町長として町政を預らせていただき2期目の最終年となります。

平成28年度におきましては、先ほど申し上げましたが、森まちなみ情報発信施設「カネジュウ館」、伐株山展望休憩舎キリカブ・ハウスのオープンで、交流人口の増加に一定の成果を上げるとともに、道の駅「慈恩の滝くす」の完成・オープンにより、交流人口の増加は無論のこと、新たな雇用の確保や農家の所得の向上が図られております。また、玖珠美山高校生を対象にした公営塾「玖珠志学塾」も運営を開始、玖珠美山高校生の学力向上に大いに寄与するものと期待しております。そして、長年にわたり、住民の皆様からの要望が強かった久留島武彦記念館建築工事も、間もなく完了の運びとなっております。来月にはオープンを迎えます。

そういう中で、課題解決に向け、選択と集中を念頭に置きながら、持続できるまちづくりを行っていききたいと考えております。

ここで、平成29年度の町政運営でございます。

29年度町政運営に当たり、大きな課題の一つは、学校教育、社会教育などの教育の振興、2つ目には福祉の充実であり、3つ目には、農業振興や企業誘致、観光振興などによる産業振興であると考えております。

1点目の学校教育、社会教育などの教育の振興に関しましては、まずハード面といたしまして、平成31年度春開校予定のくす星翔中学校建設工事の推進でございます。関係者の御協力をいただきながら、事業計画に沿って、おくれることなく事業を進めてまいります。また、十年樹木、百年樹人とも言われるように、人づくりには長期的な視野が必要となっております。ハード面の整備をあわせ、人

づくり、ソフト面の充実にも注力し、未就学児から高校生まで一貫した教育システムの構築に努めてまいります。新中学校の開校に向け、生徒の智・徳・体の成長を大いに促す教育環境を整備してまいりたいと考えております。また、未就学児の環境整備を初め、小学校の学習環境の改善、小中学校の児童生徒の学力向上、さらには、玖珠美山高校・地域と連携しながら、公営塾「玖珠志学塾」の運営を継続することにより、玖珠美山高校生の学力向上にも貢献したいと考えております。

社会教育に関しましては、久留島武彦記念館、豊後森藩資料館、わらべの館などの連携による利用度の向上に努め、高齢者大学の充実を初め、社会教育の振興に努めます。また、総合運動公園、メルヘンの森スポーツ公園、B&G施設の連携により、利用者の増加を促すとともに、社会体育の推進にも取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の福祉の充実に関しましては、新年度も子育てに関係する基金を充実させることにより、保護者負担の軽減に努めてまいります。また、日本財団の支援のもと、大分市の障害者福祉サービス事業所ウィンドと連携し、A型障害者就労施設を設置するとともに、県立支援学校分校誘致にも積極的に取り組み、障害者も住みやすいまちづくりを目指します。そして、町の福祉施策の重要な一翼を担っていただいております玖珠町社会福祉協議会の施設整備の充実に向け、取り組んでまいりたいと考えております。健康長寿日本一を目指します健康ウォーク事業も3年目となり、さらに取り組みを継続し、町民の皆様の健康増進に寄与できるよう努めてまいります。

3点目の農業振興や企業誘致、観光振興などによる産業振興に関してでございます。

畜産業の振興、中でも堆肥センターを利用した耕畜連携事業の推進と新たな展開に取り組むこと、ファーマーズ・スクールによる農業後継者育成、農産物の玖珠ブランド化などに取り組みます。観光振興では、豊後森機関庫公園の充実、三日月の滝公園活性化による福岡圏域市民との交流・体験型観光の推進などにも努めていきたいと考えております。また、諸般の報告でも触れましたが、玖珠工業団地への企業誘致につきましても、大分県と連携を密にし、積極的に取り組んでまいります。

今後の具体的な方針といたしまして、平成27年10月に策定しました玖珠町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本とすることは、新年度も同様でございます。このまち・ひと・しごと創生総合戦略は、玖珠町第5次総合計画の基本理念である「自然を愛し 子どもとともに 夢を育み 誇りをもてる心のふるさと 玖珠」を継承し、4項目の基本目標を定めております。

その1点目は、楽しく学び個性と感性を育むまちづくり（教育・文化の向上）、2点目は、活力あふれる活気あるまちづくり（産業の振興）、3点目は、健やかで健康に暮らせるまちづくり（保健・福祉の向上）、4点目は、玖珠町の特性を活かしたまちづくりとなっております。この基本目標に沿って総合戦略の具体化を図るものでございますが、基本目標そのものは、昨年御説明申し上げました内容と変更はないので、それぞれの内容についての詳細はここでは割愛させていただきます。

予算編成に当たっての基本方針でございますが、4つのポイントを基本方針としております。

1つ目は、平成31年度開校のくす星翔中学校の施設整備を本格化させることであり、2点目は、玖珠工業団地進入路の第2期工事を進め、企業誘致の環境を整備すること、3点目は、玖珠町まち・ひ

と・しごと創生総合戦略を推進し、地域資源を生かした地方創生事業に取り組むこと、4点目は、玖珠町第5次総合計画の達成に向け、事業の選択と集中を進めた積極的な予算編成を実施することによって、

以上のような基本方針を踏まえ、限りある財源の中で予算編成を行った結果、一般会計当初予算額は92億2,000万円となり、対前年度比で7億6,000万円、9%の増となりました。

また、特別会計の総額は55億1,399万1,000円、企業会計の収益的収入は2億3,374万4,000円となっており、特別会計は、対前年度比で5,930万8,000円、1.1%の減となっております。また、企業会計は、対前年度比で3,017万円、14.8%の増となっています。

一般会計における歳出の中で事業費の大きなものは、くす星翔中学校施設整備事業7億8,479万3,000円であり、これは平成28年度からの繰越明許と合計いたしますと、12億7,596万3,000円となります。また、玖珠工業団地進入路建設事業（第2期工事）として2億3,553万5,000円、これも平成28年度からの繰越明許と合計いたしますと、3億2,676万1,000円となります。

くす星翔中学校施設整備事業は、校舎の改修及び新築、体育館や武道場の新築、外構工事などを計上いたしました。また、玖珠工業団地進入路建設事業（第2期工事）につきましては、四日市遺跡埋蔵文化財発掘調査や、町道井の尻四日市線建設工事などの事業費を計上いたしました。

主要な施策につきましては、玖珠町第5次総合計画の3点の将来像に従い、御説明申し上げます。

1点目の将来像である、「人が主役のまちづくり」に関しましては、来月に迫りました久留島武彦記念館の開館に合わせ、オープニング・イベントを開催します。記念館の開館後は、日本のアンデルセンと言われた久留島武彦翁の資料展示・研究などを行い、広く町民の皆様の文化の向上と、童話の里くすとしての情報発信を図ってまいります。

次に、公営塾「玖珠志学塾」の運営とともに、郡内唯一の高校である玖珠美山高校の支援も引き続き行ってまいります。さらに、小中学生を対象にいたしました第3期学力向上推進計画の推進に向けて、学力向上対策に取り組むことや特別支援教育支援員の配置、いじめ・不登校に対応するためのスクールソーシャルワーカーの配置などを行います。また、教育環境の向上のため、町立小学校・幼稚園の空調施設整備の実施設計を行います。

主な事業項目といたしまして、久留島武彦記念館費、玖珠志学塾運営費、玖珠美山高校支援費、スクールソーシャルワーカー派遣事業費、町立小学校・幼稚園空調施設工事実施設計費などを計上しました。

2点目の将来像である「活力と魅力あふれるまちづくり」に関してでございますが、新規就農者への支援策としてファーマーズスクール事業や、園芸振興総合対策事業など、担い手の確保・育成に取り組めます。また、町内の中小企業・小規模事業者の振興及び創業を促進し、産業の活性化、雇用の機会の拡大、移住・定住人口の増加を図ります。地域特性を生かした農畜産業や林業振興、快適な生活環境の充実、都市基盤の整備、道路・橋梁の補修・長寿命化などの施策を実施します。

主な事業項目といたしまして、新規就農支援事業、企業立地促進事業、地域経済循環創造事業、創

業支援事業、中小企業人材育成事業、社会資本整備道路橋梁改良費、綾垣地区・日出生地区簡易水道拡張事業、特定防衛施設周辺整備道路改良事業、地方創生・道整備推進交付金事業などの予算を計上いたしました。

3点目の将来像である「安全で安心して暮らせるまちづくり」に関してでございます。

健康長寿日本一を目指し、健康ウォーク事業を推進します。産後デイケア事業に取り組み、心身のケアや育児のサポートなどを行い、産み育てやすい子育て支援の充実を図ります。健やかで健康に暮らせるまちづくりや、防災・防犯などの施策に取り組みます。また、近年、インターネット等の情報伝達手段の進歩に伴い、消費者を取り巻く社会・経済環境は大きく変化しております。生活が便利で豊かになる一方、インターネットトラブルや、悪質商法による消費者被害等が相次いで発生しております。被害者の年齢も若者から高齢者まで幅広くなり、内容も複雑化しているのが現状でございます。町といたしましても、今後も、大分県消費生活センターと協力し、消費者相談体制の一層の充実を図るとともに、消費者被害防止のため、防災行政無線や広報くす、町ホームページなどを活用した啓発活動を強化し、住民の皆様の安全な生活と消費者力の向上に努めてまいります。

主な事業項目といたしまして、健康ウォーク推進事業、産後デイケア事業、おおい子育てほっとクーポン活用事業、外出支援サービス事業、シルバー人材センター事業、子供の医療費助成、防犯灯設置事業などの予算を計上いたしました。

以上のような平成29年度当初予算編成でございますが、予算執行に当たっては、選択と集中を常に意識しながら、最小限の経費で最大限の効果を生むよう、引き続き努力をしてみたいと考えております。

続きまして、今議会に上程しております議案につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。今議会に上程しております議案は、合計45議案でございます。議案集は別冊となっております。

別冊の議案集1ページをお開きください。

議案第1号は、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについてでございます。

この議案は、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

事案の概要は、平成9年度から実施しました町道峯山線道路改良工事に伴い、酒井幹枝氏所有の土地、玖珠町大字森907番地1に所在する井戸からの揚水に濁りを生じさせたことにより、相手方である酒井寅記氏及び酒井幹枝氏が、井戸の代がえとして町水道を使用することになり、損害を与えたものでございます。

合意の内容といたしましては、1、玖珠町は、前述の事案で損害を受けた相手方に対し、損害賠償金額155万8,214円を支払う。2、本件損害賠償のほか、玖珠町及び相手方の間には一切の債権債務関係が存在しないことを確認し、今後いかなる事情が発生しても、双方とも異議の申し立てをしないことを確約するの2項目でございます。

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規

定により議会の議決を求めるため、提出するものでございます。

議案集の2ページをお開きください。

議案第2号は、辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画の策定についてでございます。

この議案は、平成24年6月に議決いただきました辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画（平成24年度から平成28年度まで）が、平成29年3月31日をもって5年間の計画期間の満了を迎えるため、同辺地の新たな総合整備計画書の策定を行うもので、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

この法律は、辺地を包括する市町村について、当分の間、当該辺地に係る公共施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とするものでございます。

また、この法律において辺地とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の文化水準が低い山間地等と規定されております。

現在、玖珠町には、日出生辺地、片草辺地、山浦辺地、大野原辺地、鏡辺地、古後辺地の6地区があり、それぞれの辺地で総合整備計画を策定しております。

今回は、6地区のうち山浦辺地について、総合整備計画書の策定を行うものでございます。

また、残りの5地区の辺地の総合整備計画につきましては、平成28年3月に議決をいただいておりますので、計画の期間があと4年ございます。

なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集1ページに、山浦辺地の総合整備計画書を記載しておりますので御参照ください。

議案集3ページをごらんください。

議案第3号は、玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更についてでございます。

この議案は、平成28年3月25日付で議決をいただきました玖珠町過疎地域自立促進計画（平成28年度から32年度までの5カ年）に変更が生じたため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

過疎地域自立促進特別措置法の概要ですが、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が、他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としております。

過疎地域の自立促進のための対策は、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならないようになっております。

1、産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の誘致及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。

2、道路、その他の交通施設、通信施設などの整備を図ること等により、過疎地域とその他の地域

及び過疎地域内の交通通信連絡を確保するとともに、過疎地域における情報化を図り、地域間交流を促進すること。

3、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保並びに教育の振興を図ることにより、住民の生活の安定と福祉の向上を図ること。

4、美しい景観の整備、地域文化の振興を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること。

5、基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進することの5点でございます。

なお、計画の変更については、議案集3ページのとおり、自立促進施策区分の、2産業の振興、4生活環境の整備、7教育の振興の表に、それぞれ記載した事業を加えるものでございます。

議案集の5ページをお開きください。

議案第4号は、玖珠町工場立地法地域準則条例の制定についてでございます。

この議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、町村区域における緑地面積率等の地域準則の制定権限が町村に移譲されることに伴い、町の実情を踏まえた地域準則を条例により定めるものでございます。

これにより、平成29年4月1日以降、玖珠町において地域の実情を踏まえた地域準則の制定が可能になりました。

国は、工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われることを目的とする工場立地法の規定により、一定規模以上の工場に対し、敷地の25%以上の環境施設（緑地等）及び20%以上の緑地（植栽、芝など）を敷地内に確保することを求めています。

しかし、本町は、耕地・林野が全体のおよそ8割を占め、工場設置者によって緑地等を確保せずとも、自然環境が保持できる地域があるにもかかわらず、国の一律の基準による規制が企業の負担となり、設備投資の妨げとなっている事例が見受けられました。このような事例に対応するため、今回の条例制定によって地域準則を定め、実情を踏まえた基準を設けることで、適正な工場立地の促進による町内産業の活性化、雇用機会の拡大といった地域振興を図ることが期待できます。

なお、緑地の面積割合は、議案集5ページの第3条の表をごらんください。

議案集の7ページをお開きください。

議案第5号は、豊後森藩資料館の設置及び管理に関する条例の制定について（久留島記念館の設置及び管理に関する条例の全部改正）でございます。

この議案は、久留島武彦記念館の開館に伴い、類似名称施設による混乱の解消と、展示内容の変更に伴い開館の目的や事業が変更になるため、条例を全部改正するものでございます。

議案集の9ページをお開きください。

議案第6号は、公益的法人等への玖珠町職員の派遣等に関する条例の一部改正についてでございます。

この議案は、特定法人（株式会社）への職員派遣を可能にするため、関係条例の整備を行うもので

ございます。

財団法人、社団法人への職員派遣は可能であり、これまでも議員派遣を行ってまいりました。しかし、株式会社等への職員派遣については、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律により法整備はされているものの、条例に規定されていなかったため、今回、関係する条項の整備を行うものでございます。

なお、条例改正により、地域の振興、住民の生活向上、その他、公益の増進に寄与すると認められる町が出資している株式会社に人的支援を行うことが可能となります。

また、黄色の表紙の上程議案の参考資料集2ページから5ページに、関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照ください。

議案集12ページをお開きください。

議案第7号は、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。

この議案は、後ほど議案第15号で上程いたします、玖珠町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例についてに関連したもので、玖珠町公の施設の指定管理者の指定の手続の選定委員会に関する規程の整備に伴い、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例に、指定管理候補者選定委員の報酬に関する規定を整備するため、提出するものでございます。

なお、黄色の表紙、上程議案の参考資料集6ページから8ページに、関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照ください。

議案集13ページをごらんください。

議案第8号は、玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

この議案は、平成28年度人事院勧告により、扶養手当の支給対象扶養親族と支給額の変更が勧告されたため、関係条例の改正などを行うものでございます。

主な改正内容は、現在、配偶者のみに支給されている単身赴任手当の支給について、職員のさまざまな家庭環境に対応できるようにすること、また、級別職務分類表の6級に会計管理者を追加するものでございます。

なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集9ページから14ページに、関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照ください。

議案集16ページをお開きください。

議案第9号は、玖珠町職員の旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

この議案は、現在、特別職も玖珠町職員の旅費に関する条例を準用し、旅費の支給を行っておりますが、今回、職員に特別職を加え、特別職の旅費支給の明確化を図るため、関係条例の整備を行うものであり、宿泊料の定額支給から実費支給を行うことにより旅費削減を図るものでございます。

なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集15ページから17ページに、関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照ください。

議案集18ページをお開きください。

議案第10号は、玖珠町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

この議案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律並びに地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

消費税率の10%への引き上げ時期を平成31年10月1日に変更するとともに、関連する税制上の措置等について所要の見直しを行うこととして、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が昨年11月28日に施行されました。これに伴い、1 軽自動車税における環境性能割の導入時期、2 法人住民税法人割の税率改正の実施時期が、それぞれ平成31年10月1日以降に変更となりました。また、個人住民税における住宅ローン減税措置についても、適用期限が2年半延長されることとなったため、必要な条例の改正を行うものでございます。

なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集18ページから42ページに、関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照ください。

議案集25ページをお開きください。

議案第11号は、玖珠町使用料条例の一部改正について（総合運動公園）でございます。

この議案は、昨年4月、玖珠町総合運動公園の管理棟2階にオープンしたトレーニングルームの料金体系に、新たに半年間パスポート制度を導入するため、提出するものでございます。半年間パスポート制度は、施設の利用者の利便性の向上を図るとともに、定期的に通い続けるという意識を持っていただき、体力づくりや健康増進などへの関心を高めていただくことを目的としております。半年間パスポート制度の概要でございますが、料金設定は一般5,000円、高校生及び18歳未満2,500円（町外者も同額）となっています。パスポートは交付した日から起算して6カ月有効でございます。本人の使用に限ります。

また、トレーニングルームの運用状況ですが、平成28年12月末現在の会員登録者数は346人、1日の平均利用者数は12.9人でございます。

なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集43ページから49ページに、関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照ください。

議案集28ページをお開きください。

議案第12号は、玖珠町使用料条例の一部改正について（豊後森機関庫公園）でございます。

この議案は、豊後森機関庫公園内で物品販売等を行う場合に使用料を徴収するため、提出するものでございます。

なお、黄色の表紙の上程議案参考資料集50ページに、関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照してください。

議案集の29ページをごらんください。

議案第13号は、玖珠町使用料条例の一部改正について（久留島武彦記念館）でございます。

この議案は、日出生台演習場周辺博物館改修工事助成事業（仮称）玖珠町立博物館改修工事の施設整備に伴い、久留島武彦記念館の入館料等を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

なお、黄色い表紙の上程議案の参考資料集51ページから52ページに、関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照ください。

議案集の31ページをお開きください。

議案第14号は、玖珠町使用料条例の一部改正について（豊後森藩資料館）でございます。

この議案は、先ほど説明いたしました議案第5号に関連いたすもので、旧久留島記念館を豊後森藩資料館として開館し、展示内容の一部変更を行うことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

なお、黄色い表紙の上程議案の参考資料集53ページに、関係条例の新旧対照表を記載しておりますのでごらんください。

議案集の32ページをお開きください。

議案第15号は、玖珠町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この議案は、先ほど説明いたしました議案第7号の玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに関連したもので、玖珠町公の施設の指定管理者の指定の手続選考委員会に関する規定を整備するため、提出するものでございます。

玖珠町公の施設の指定管理者の指定の手続等において、指定管理候補者の選定方法に関する規定がないため、今後、外部の有識者等を加えた審査会の設置を考慮し、関係規定を整備するものでございます。

なお、黄色い表紙の上程議案の参考資料集54ページに、関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照してください。

議案集33ページをごらんください。

議案第16号は、玖珠町子ども医療費助成条例の一部改正についてでございます。

この議案は、これまで小中学生の通院費用分は受給資格者証交付の対象外であったため、現物給付の対象者を未就学児から小中学生までに拡充するため、条例の一部改正を行うものでございます。

現物給付とは、社会保険や公的扶助の給付のうち、医療の給付や施設の利用、サービスの提供など、金銭以外の方法で行うものをいいます。具体的に、保険証と受給者資格者証を医療機関等の窓口で提示することで、診療や検査、投薬などの医療行為を受けられるというものでございます。

現在、玖珠町子ども医療費助成条例では、小中学生が県内の医療機関等で受診する際、一度、医療機関の窓口で医療費を支払い、その後、申請を行い、償還を受ける形で医療費を助成しています。今回の改正で、受給資格者証の交付を受け現物給付にすることにより、保護者の一時的な医療費の負担（医療機関窓口での支払い）や役場窓口での申請手続が不要となり、子育て支援に寄与するものでございます。

また、小中学生の通院を現物給付にしている県内自治体は、平成28年4月1日現在、18市町村のうち日田市、佐伯市、臼杵市、姫島村の3市1村でございます。

なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集55ページに、関係条例の新旧対照表を記載していますので御参照ください。

議案集34ページをお開きください。

議案第17号は、玖珠町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についてでございます。

この議案は、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、玖珠町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の助成対象者の制限について一部改正するため、提出するものでございます。

今回の児童扶養手当法施行令の一部改正は、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭に重点を置いた改善となっており、助成対象者の制限が細分化されました。それに伴い、玖珠町のひとり親家庭等医療費助成の助成対象者の制限に変更が生じるので、改正するものでございます。

なお、黄色い表紙の上程議案の参考資料集56ページに、関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照してください。

議案集35ページをごらんください。

議案第18号は、玖珠町指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてでございます。

この議案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、定員18名以下の通所介護事業については、地域密着型通所介護事業へ制度移行することとなったため、関係条例の一部を改正するものでございます。

地域密着型通所介護事業へ制度移行する理由は、小規模な通所介護事業所（利用定員18名以下）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるためでございます。

なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集57ページから103ページまでに、関係条例の新旧対照表を記載しておりますのでごらんください。

議案集52ページをお開きください。

議案第19号は、玖珠町指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてでございます。

この議案は、前の議案第17号に関連したもので、上程理由の説明は同様の内容となりますので省略させていただきます。

なお、黄色い表紙の上程議案の参考資料集104ページから110ページに、関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照してください。

議案集の55ページをお開きください。

議案第20号は、玖珠町企業立地促進条例の一部改正についてでございます。

この議案は、本町の企業立地について、指定要件の緩和及び県内他市町村の動向を踏まえた助成内容の見直しを行うため、提出するものでございます。

見直しの内容は、1つ目には、指定要件の緩和をするものでございます。町内企業の規模拡大のさらなる支援を目的とし、増設時の雇用要件について、現状5名から1名に緩和を行うもので、これは、増設、移転の場合には、新設ほど新規雇用が見込まれにくいこと、また、県内の他市町村で多くの自治体が緩和を行っている状況を踏まえると、本町でも同様の措置をとることが望ましいことから緩和を行うものでございます。

また、新設につきましては、引き続き5名の町内雇用を要件といたします。

2つ目は、固定資産税に対する助成金の見直しを行うものでございます。県内他市町村の動向を踏まえ、助成内容の見直しを行うもので、これは、県内のほとんどの地域で、製造業等の企業立地に対する固定資産税支援対策を行っておりますが、玖珠町の支援内容は他市町村を上回るものとなっております。このような状況に鑑み、新規立地は現行の支援策によって競争力を維持しつつ、立地後の増設、移転については、支援期間を3年間とすることを新たに加えます。

なお、黄色い表紙の上程議案の参考資料集111ページから113ページに、関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照してください。

議案集の56ページをお開きください。

議案第21号は、豊後森機関庫公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

この議案は、公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定を行う場合を考慮し、利用料金を明記するため、提出するものでございます。この改正により、指定管理者が当該施設における利用料を定め、収受することにより、経営の安定を図ることが期待できます。

なお、黄色い表紙の上程議案の参考資料集114ページから116ページに、関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照してください。

議案集の58ページをお開きください。

議案第22号は、森まちなみ情報発信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

この議案は、森まちなみ情報発信施設の利用料金に関する規定を整備するため、提出するものでございます。この改正により、指定管理者が当該施設における利用料を定め、収受することにより、経営の安定を図ることが期待できます。

なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集117ページから118ページに関係条例の新旧対照表を、また、119ページに森まちなみ情報発信施設の概要を記載しておりますので御参照してください。

議案集の60ページをお開きください。

議案第23号は、玖珠町立幼稚園の設置に関する条例の一部改正についてでございます。

この議案は、町立幼稚園4園のうち、本年4月から休園を予定しております北山田幼稚園の用途を廃止し、民間の認定こども園の機能の充実を図る事業に活用するため、関係条例の一部改正を行うも

のでございます。

具体的には、北山田幼稚園につきましては、隣接する民間の認定こども園の園舎等として活用するもので、実質的には、これまで北山田幼稚園が担ってきた地域の幼稚園としての機能を引き継ぐ形になります。園舎などの貸し付けに当たっては、行政財産から普通財産とする必要がありますので、今回、用途の廃止を行うものでございます。

なお、黄色い表紙の上程議案の参考資料集120ページに、関係条例の新旧対照表を記載しておりますのでごらんください。

議案集の61ページをごらんください。

議案第24号は、財産の無償譲渡についてでございます。

この議案は、社会福祉法人が公益事業として行う社会福祉事業の用に供するため、財産の無償譲渡を行いたいので、提出するものでございます。

無償譲渡を行う財産は、玖珠町大字帆足字池添449番地1及び450番地8にある旧森南部精米所の倉庫で、床面積、2棟合わせて312.74平方メートルでございます。

無償譲渡を行う相手先は、大分市大字木田2894番地の1社会福祉法人暁雲福祉会、理事長丹羽一誠氏で、玖珠郡内で初となる障害者就労継続支援A型事業所の開設を図るものでございます。

大分県は障害者の雇用日本一を目指しております。そのような中、当町においてもB型施設は既にありますが、A型施設の設置が望まれるところでございます。

就労継続支援A型事業とは、通常の事業所に雇用されることが困難であるものの、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練、その他の必要な支援事業をいいます。また、食、文化の提供、情報発信拠点として民間との連携による整備を進め、豊後森機関庫公園の活性化を図るものでございます。

土地については、玖珠町有財産条例第5条第1号の規定により公益事業の用に供するため、無償で貸し付けを行います。

なお、黄色い表紙の上程議案の参考資料集121ページに、南部精米所跡の倉庫（赤色部分）の平面図を記載しておりますので御参照してください。

議案集の62ページをお開きください。

議案第25号は、玖珠工業団地建設事業に係る町道井の尻四日市線建設工事委託契約の締結についてでございます。

この議案は、玖珠工業団地建設事業に係る町道井の尻四日市線建設工事委託契約を、事業の実施を行う大分市城崎町2丁目3番32号、大分県土地開発公社理事長直野清光氏と締結するため、玖珠町議会の議決に付すべき契約及び特に重要な施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約金額は8,232万1,920円（消費税含む）でございます。

玖珠工業団地については、平成5年に大分県、大分県土地開発公社、玖珠町の三者で、内陸工業団

地造成事業に係る事業基本協定（以下、「基本協定」という。）を締結し、開発に着手した事業でございます。基本協定第3条において、事業に係る業務は大分県土地開発公社が行うことを定めており、この規定に従って、これまで調査設計や用地買収、事前準備工事などを進めてまいりました。

町道井の尻四日市線（延長1.1キロメートル）につきましては、玖珠工業団地への進入路という位置づけで、平成24年3月に町道として路線認定を行っております。平成24年度から25年度の2カ年にわたって、1期区間（延長470メートル）の工事を実施し、工事に当たっては、造成計画との兼ね合いから、団地事業の実施主体である大分県土地開発公社に委託を行いました。今回、第2期工事区間の一部（四日市側延長150メートル）を整備するため、平成24年度から25年度と同様、基本協定を踏まえ、大分県土地開発公社と委託契約を締結するものでございます。

なお、黄色い表紙の上程議案の参考資料集122ページから123ページに、位置図を記載しておりますので御参照してください。

議案集の63ページをごらんください。

議案第26号、玖珠町自治会館の指定管理者の指定についてでございます。

この議案は、玖珠町自治会館の管理を行う指定管理者の指定が、平成29年3月31日をもって満了するため、引き続き、森自治会館を森地区コミュニティ運営協議会会長加来直幸氏に、玖珠自治会館を玖珠地区コミュニティ運営協議会会長小田原利美氏に、北山田自治会館を北山田地区コミュニティ運営協議会会長秋吉廣幸氏に、八幡自治会館を八幡地区自治組織運営協議会会長長尾嘉泰氏に、それぞれ指定管理者の指定を行うため、上程するものでございます。

なお、指定期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間となります。

議案集の64ページをお開きください。

議案第27号は、森まちなみ情報発信施設の指定管理者の指定についてでございます。

この議案は、森まちなみ情報発信施設の管理を行わせる指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

指定する団体は、玖珠町大字四日市311番地、森のカタツムリ代表大谷徹子氏で、指定期間は、平成29年4月1日から31年3月31日までの2年間となります。

議案集の65ページをごらんください。

議案第28号、玖珠町道の駅童話の里くすの指定管理者の指定についてでございます。

この議案は、玖珠町道の駅「童話の里くす」の管理を行う指定管理者の指定が、平成29年3月31日をもって満了となるため、引き続き、玖珠町大字帆足2121番地、一般社団法人くすみちに指定管理者の指定を行うため、上程するものでございます。

なお、指定期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間となります。

また、黄色い表紙の上程議案の参考資料集124ページから125ページに、一般社団法人くすみちの概要と運営体制等を記載しておりますので御参照してください。

なお、125ページに記載されています組織図の中で、理事会の理事長が玖珠町長となっております。

このことにつきましては、平成28年度の一般社団法人くすみちの決算認定などが終了になった後、役員会が終了になった後、しかるべき手続を経て、町と法人との関係を明確にするため理事長交代を予定しておりますので、この場をかりて申し添えておきたいと思っております。

議案集66ページをお開きください。

議案第29号は、玖珠町道の駅慈恩の滝くすの指定管理者の指定についてでございます。

この議案は、玖珠町道の駅「慈恩の滝くす」の管理を行う指定管理者の指定が、平成29年3月31日をもって満了となるため、引き続き、玖珠町大字帆足2121番地、一般社団法人くすみちに指定管理者の指定を行うため、上程するものでございます。

なお、指定期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間となります。

また、前の議案第28号と同様、黄色い表紙の上程議案の参考資料集124ページから125ページに、一般社団法人くすみちの概要と運営体制等を記載しておりますので御参照してください。

議案集の67ページをごらんください。

議案第30号は、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてでございます。

この議案は、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員3名のうち、住本隆光氏の任期が平成29年3月31日をもって満了となるため、後任の委員といたしまして、玖珠町大字山田351番地、今村弘子氏を玖珠町固定資産評価審査委員会の委員に任命したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価審査委員会は、地方自治法第180条の5第3項及び地方税法第423条第1項の規定に基づき市町村に設置され、固定資産税台帳に登録された事項に関する不服の審査及び決定、その他の事務を執行する機関です。固定資産の価格は、固定資産税に重大な影響を持つものであることから、審査の公平を期するため、これを市町村長に処理させることとせず、地方自治法第202条の2第5項の規定により、個別の独立した合議制の機関で慎重に審査決定することとされているものです。なお、委員の任期は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間でございます。

また、黄色い表紙の上程議案の参考資料集126ページに、本人の承諾を受けて略歴を記載しておりますのでごらんください。

続きまして、議案第31号は、平成28年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

補正予算書は別冊となっておりますので、別冊の補正予算書1ページをお開きください。

一般会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,525万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ94億4,784万4,000円といたすものでございます。

今回の補正の主な内容は、地方創生拠点整備交付金事業6,361万8,000円の計上、次世代教育環境整備基金1億円、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用した積み立て1億2,840万9,000円、その他決算見込みによる調整などを行うものでございます。

2ページをお開きください。

2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。歳入につきましては、地方消費税交付金や地方

交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、町債などが主なものとなっております。

下段のほうをごらんください。

6款地方消費税交付金は、決算見込みによる減額で2,766万3,000円の減額となり、補正後の額は2億8,313万7,000円でございます。

3ページをごらんください。

11款地方交付税は、普通交付税を増額するもので、8,377万9,000円の増額となり、補正後の額は30億800万3,000円でございます。

15款国庫支出金は、総務費国庫補助金や商工費国庫補助金などを増額するもので、1億4,723万5,000円の増額となり、補正後の額は15億6,291万7,000円でございます。

4ページをお開きください。

16款県支出金は、農林水産業費県補助金などを減額するもので、4,637万4,000円の減額となり、補正後の額は10億5,913万3,000円でございます。

19款繰入金は、地域振興基金などを減額するもので、3,775万5,000円の減額となり、補正後の額は6億9,931万円でございます。

5ページをごらんください。

22款町債は、教育債などを減額するもので、4,980万円の減額となり、補正後の額は6億7,970万5,000円でございます。

6ページをお開きください。

6ページの歳出につきましては、民生費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費、諸支出金などが主なものでございます。

3款民生費は、児童措置費の増額などによるもので、6,792万4,000円を増額し、補正後の額は26億1,362万4,000円でございます。

7ページをごらんください。

6款農林水産業費は、農業振興費や農地費などを減額するもので、8,324万8,000円を減額し、補正後の額は8億3,206万2,000円でございます。

7款商工費は、商工振興費の減額と観光費の増額を行うもので、3,242万5,000円を増額し、補正後の額は2億6,797万5,000円でございます。

8款土木費は、道路新設改良費や特定防衛施設周辺整備事業費などを減額するもので、5,466万2,000円を減額し、補正後の額は4億5,715万1,000円でございます。

10款教育費は、教育向上対策費などによるもので、2,801万8,000円を増額し、補正後の額は17億9,099万3,000円でございます。

8ページをお開きください。

13款諸支出金は、次世代教育環境整備基金1億円の積み立てによるものであり、補正後の額は1億81万3,000円でございます。

9ページをごらんください。

第2表繰越明許費補正につきましては、労務管理システム導入事業を初め、計17事業を追加するものでございます。

10ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正につきましては、玖珠町資源回収業務の追加と、健康管理システム導入事業を変更するものでございます。

続きまして、予算に関する説明書、歳入の主なものについて説明を申し上げます。

予算書の14ページをお開きください。

歳入では、地方消費税交付金や地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、町債などが主なものでございます。

6款1項1目地方消費税交付金2,766万3,000円の減額は、今年度の交付推移などから減額するものでございます。

11款1項1目地方交付税8,377万9,000円の増額は、今回の補正予算額に対する所要財源を計上するものでございます。

16ページをお開きください。

15款2項1目総務費国庫補助金7,577万4,000円の増額は、特防調整交付金の増額などによるものでございます。

17ページをごらんください。

15款2項6目商工費国庫補助金3,172万6,000円の増額は、地方創生拠点整備交付金を計上するものでございます。

15款2項9目教育費国庫補助金3,043万6,000円の増額は、学校施設環境改善交付金の増額などによるものでございます。

18ページをお開きください。

16款2項5目農林水産業費県補助金4,386万8,000円の減額は、産地パワーアップ事業の減額や、19ページにございます鳥獣被害防止総合対策事業交付金の減額などによるものでございます。

21ページをお開きください。

19款1項1目繰入金3,775万5,000円の減額は、地域振興基金や、22ページにございます健康ウォーク推進事業基金の減額などによるものでございます。

22ページをお開きください。

22款町債4,980万円の減額は、新設中学校建設事業の減額などによるものでございます。

24ページから歳出でございます。

歳出につきましては、民生費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費、諸支出金などが主なものでございます。

2款1項3目財産管理費744万2,000円の増額は、モラロジー跡地の駐車場整備事業の工事請負費な

どを計上するものでございます。

2款1項7目企画調整費1,244万6,000円の減額は、地域おこし協力隊の報酬の減額や、25ページ下段にございます玖珠町地域少子化対策重点推進事業補助金の減額などによるものでございます。

28ページをお開きください。

3款3項2目児童措置費8,174万4,000円の増額は、施設型給付費の増額や、29ページにございます玖珠町子ども・子育て支援事業基金積み立てなどによるものでございます。

30ページをお開きください。

4款2項3目し尿処理費1,243万9,000円の減額は、合併処理浄化槽設置整備補助金の決算見込みによる減額でございます。

6款1項3目農業振興費2,603万4,000円の減額は、31ページ中段にございます、中山間地域等直接支払事業の減額や、産地パワーアップ事業補助金の減額などによるものでございます。

32ページをお開きください。

6款1項5目農地費1,787万9,000円の減額は、農業体質強化基盤整備促進事業の工事請負費の減額や、地域用水環境整備事業補助金の減額などによるものでございます。

33ページをごらんください。

6款1項10目中山間地域総合整備事業1,418万4,000円の減額は、県営工事負担金の減額によるものでございます。

6款2項2目林業振興費1,430万2,000円の減額は、有害鳥獣捕獲事業奨励金の増額や、再造林促進緊急対策事業補助金の減額などによるものでございます。

34ページをお開きください。

7款1項2目商工振興費2,900万円の減額は、企業立地促進助成金の減額によるものでございます。

7款1項3目観光費6,142万5,000円の増額は、地方創生拠点整備交付金で行う、豊後森機関庫公園周辺整備事業費を計上するものなどでございます。

36ページをお開きください。

8款2項1目道路維持費2,043万円の増額は、豊後森機関庫線の工事請負費や、町道維持管理事業基金積み立てなどによるものでございます。

8款2項2目道路新設改良費2,860万4,000円の減額は、県営工事負担金の減額などによるものでございます。

8款2項5目特定防衛施設周辺整備事業費3,954万8,000円の減額は、浦河内線のほか7路線の決算見込み額による減額でございます。

38ページをお開きください。

10款1項4目教育向上対策費4,442万9,000円の増額は、学力向上推進事業基金積立金などによる増額でございます。

42ページをお開きください。

13款3項9目次世代教育環境整備基金費1億円の増額は、次世代教育環境整備基金の積立金を計上するものでございます。

以上が、平成28年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）の主なものでございます。

なお、別添資料といたしまして「平成28年度補正予算案（第4号）の概要について」をお手元に配付しておりますのでごらんください。

議案第32号は、平成28年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）でございます。補正予算書は別冊になっております。

今回の補正は、決算見込みによる減額を行うもので、歳入歳出それぞれ2億9,991万5,000円の減額を行うものでございます。

議案第33号は、平成28年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第3号）でございます。補正予算書は別冊になっております。

今回の補正は、決算見込みによる増額を行うもので、歳入歳出それぞれ104万8,000円を増額するものでございます。

議案第34号は、平成28年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）でございます。補正予算書は別冊になっております。

今回の補正は、決算見込みによる減額を行うもので、歳入歳出それぞれ8,628万8,000円を減額するものでございます。

議案第35号は、平成28年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。補正予算書は別冊となっております。

今回の補正は、決算見込みによるものでございますが、歳入歳出の総額については変更ございません。

議案第36号は、平成28年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございます。補正予算書は別冊となっております。

今回の補正は、決算見込みによる減額を行うもので、歳入歳出それぞれ120万9,000円を減額するものでございます。

議案第37号は、平成28年度玖珠町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。補正予算書は別冊になっております。

今回の補正は、決算見込みによる補正となっており、収益的収入及び支出の補正を行うものでございます。

議案第38号は、平成29年度玖珠町一般会計予算についてでございます。別冊の平成29年度一般会計予算書をごらんください。

平成29年度の予算規模などにつきましては、先ほど施政方針の中で述べさせていただきましたので省略いたしますが、この場の説明では、予算総則、第1表歳入歳出予算、第2表継続費、第3表債務負担行為、第4表地方債とさせていただきます。

予算書 1 ページをお開きください。

第 1 条歳入歳出予算以下につきましては、御一読をお願いいたします。

予算書 2 ページをお開きください。

第 1 表歳入歳出予算でございますが、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

第 1 款町税は14億9,469万1,000円で、個人・法人町民税、固定資産税、軽自動車税などの増収が見込まれ、対前年度比887万1,000円、0.6%の増となっております。

6 款地方消費税交付金は 2 億8,300万円で、人口の減少により、対前年度比2,780万円、8.9%の減となっております。

予算書 3 ページをごらんください。

11款地方交付税は28億8,900万円で、対前年度比2,000万円、0.7%の増、前年とほぼ同額を計上しております。

13款分担金及び負担金は 1 億 9 万円で、地域用水環境整備事業負担金の増により、対前年度比 5,756万1,000円、135.3%の増となっています。

14款使用料及び手数料は 1 億138万2,000円で、前年度とほぼ同額の0.2%増の計上でございます。

15款国庫支出金は12億1,293万5,000円で、児童福祉施設型給付費、公立学校施設整備費負担金、地方創生推進交付金、社会資本整備総合交付金などの増額により、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業補助金、保育所等整備交付金などの減額があるものの、対前年度比3,142万6,000円、2.7%の増となっています。

予算書 4 ページをお開きください。

16款県支出金は 9 億159万円で、児童福祉施設型給付費、地籍調査事業費補助金、中山間地域等直接支払事業補助金の増額により、鳥獣被害防止総合対策事業交付金、参議院議員選挙費などの減額があるものの、対前年度比3,334万円、3.8%の増となっております。

19款繰入金は 8 億4,868万4,000円で、財政調整基金、次世代教育環境整備基金からの繰り入れの増額により、文化会館建設基金からの繰り入れが減少したものの、対前年度比 2 億3,182万7,000円、37.6%の増となっております。

21款諸収入は 1 億2,785万6,000円で、公益信託NEXCO支援基金、活力ある地域づくり助成事業、学校給食費納付金の減額などにより、対前年度比1,221万3,000円、8.7%の減となっております。

予算書 5 ページをごらんください。

22款町債は 9 億6,730万7,000円で、工業団地進入路事業、新設中学校建設事業などの増額により、認定こども園整備事業などの減額はあるものの、対前年度比 4 億1,620万1,000円、75.5%の増額となっています。

続きまして、歳出の説明でございます。

予算書 6 ページをお開きください。

1 款議会費は 1 億1,253万1,000円で、対前年度比156万2,000円、1.4%の増でございます。

2款総務費は13億1,669万4,000円で、企画調整費、地籍調査費などの増額があり、電子計算費、参議院議員選挙費などの減額があるものの、対前年度比632万7,000円、0.5%の増となっています。

3款民生費は23億8,627万円で、障害者福祉費、児童措置費などの増額があり、国民健康保険事業費、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費、児童福祉総務費などの減額があるものの、対前年度比386万円で、0.2%の増で、ほぼ前年と同額の計上となっています。

4款衛生費は7億7,838万3,000円で、保健衛生総務費、給水施設整備事業費、清掃総務費などの増額があり、し尿処理費の減額などがあるものの、対前年度比3,740万3,000円、5.0%の増となっています。

予算書7ページをごらんください。

5款労働費は181万8,000円で、労働諸費の増額により、対前年度比42万円、30%の増となっております。

6款農林水産業費は8億1,398万8,000円で、農業総務費、農業振興費、畜産業費、農地費などの増額があり、中山間地域総合整備事業、林業振興費、椎茸生産事業などの減額があるものの、対前年度比7,626万3,000円、10.3%の増となっております。

7款商工費は3億7,597万5,000円で、工業団地進入路事業による商工振興費の増額により、対前年度比1億4,505万7,000円、62.8%の増となっております。

8款土木費は5億3,120万3,000円で、道路新設改良費などの増額があり、橋梁新設改良費、特定防衛施設周辺整備事業費などの減額があるものの、対前年度比1,987万円、3.9%の増となっております。

9款消防費は3億2,830万1,000円で、常備消防費の増額などにより、対前年度比1,863万6,000円、6.0%の増となっております。

10款教育費は17億9,121万6,000円で、公設塾運営費、小学校管理費、中学校管理費、新設中学校建設事業、久留島武彦記念館費などの増額があり、社会教育事業費、自治公民館建設事業費、総合運動公園費などの減額があるものの、対前年度比4億7,865万3,000円、36.5%の増となっております。

予算書8ページをお開きください。

11款災害復旧費は1,308万9,000円で、道路橋梁災害復旧費などの減額により、対前年度比422万5,000円で、24.4%の減となっています。

12款公債費は7億4,993万5,000円で、地方債償還金の減額により、対前年度比2,361万円、3.1%の減となっています。

予算書9ページをごらんください。

第2表継続費でございます。

くす星翔中学校施設整備事業を平成30年度までの継続事業として計上するもので、それぞれ年割額は記載のとおりでございます。

予算書10ページをお開きください。

第3表債務負担行為でございます。

森まちなみ情報発信施設「カネジュウ館」の運営管理委託と角牟礼城跡保存活用計画策定事業を、ともに平成30年度までの債務負担行為として計上するもので、それぞれ限度額は記載のとおりでございます。

予算書11ページをごらんください。

第4表地方債でございます。

八幡自治会館駐車場等整備事業を初め、各事業の借入れ計画につきましては、優良債であります過疎対策事業債及び辺地対策事業債などを予定しております。臨時財政対策債を含め、借入限度額を9億6,730万円とするものでございます。

以上が平成29年度一般会計予算の概要でございます。

別添資料としまして、「平成29年度玖珠町一般会計予算の概要」をお手元にお配りしておりますのでごらんください。

なお、当初予算の詳細につきましては、今定例会で設置される予定となっております予算特別委員会の中で御説明を申し上げます。

次に、議案第39号から第44号までの6議案につきましては、平成29年度の特別会計及び企業会計予算についてでございます。各予算とも通年予算を編成しておりますが、具体的な説明はここでは割愛させていただきますので、よろしくお願いたします。

議案集にお戻りいただき、68ページをお開きください。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

この議案は、人権擁護委員の横山弘康氏の任期が、平成29年6月30日をもって満了となるため、引き続き同氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、任期は、平成29年7月1日から平成32年6月30日までの3年となっております。

また、黄色い表紙の上程議案の参考資料集127ページには、御本人の承諾を得まして略歴を記載していますのでごらんください。

以上で、議案の提案理由の説明を終わらせていただきます。

今議会に提案いたしましたのは、損害賠償に関する案件1件、計画の策定案件1件、計画の変更案件1件、条例の制定案件2件、条例の一部改正案件18件、財産の無償譲渡案件1件、委託契約の締結案件1件、指定管理者の指定案件4件、委員の選任案件1件、補正予算案件7件、当初予算案件7件、諮問案件1件、合計45件でございます。

以上をもちまして、町政に係る諸般の報告、新年度の町政の施政方針、議案の提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議 長（秦 時雄君） 町長の諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明を終わります。

日程第6 請願並びに陳情の上程（陳情1件）

○議長（秦 時雄君） 日程第6、請願並びに陳情の上程を行います。

お手元に配付しています文書表のとおり、陳情1件が提出されております。これを上程したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、陳情1件は上程することに決しました。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。

午後1時から再開をいたします。

午後0時02分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（秦 時雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議長（秦 時雄君） 日程第7、委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、基地対策特別委員会の報告を求めます。

基地対策特別委員会委員長繁田弘司君。

○基地対策特別委員長（繁田弘司君） 基地対策特別委員会報告（閉会中）。

平成28年第4回玖珠町議会定例会において、基地対策特別委員会に閉会中の継続審査の付託を受けた件について、その結果を報告します。

2月7日、執行部出席のもと、委員8名中7名が出席し委員会を開催しました。

主な議題として、日出生台演習場における米軍実弾射撃訓練に係る情報提供についてでありました。

1つ、訓練規模は中隊レベルで人員約200名、車両約50両、砲数6門。昨年並みであります。

2つ、訓練日程については、平成29年2月20日の先発隊到着から3月15日の撤収までを予定していると通知されています。

3つ、演習場周辺における安全対策として、玖珠町対策本部、現地対策本部を設置、その内訳は従来どおり、総括班、総務班、広報班、周辺巡回班、環境班、児童生徒対策班の6班に分かれ、万全の取り組みを行うようにしています。

さらに、地元消防団東部方面隊第21部と第24部の巡回パトロールの協力を得ることとしています。

なお、記載をしてはございませんが、消防団の皆様には手当等格段の配慮をお願いしたいところでございます。

4つ、委員からは、演習時間の厳守、海兵隊員の演習場外への立入規制、演習情報のフェイスブックやホームページでの周知、SACO予算の明確化などの事項を確認しました。

また、2月6日に行われた地元説明会での意見については、夜間照明弾による火災の懸念や、着弾地の変更などが出されたと報告がありました。

5つ、基地対策委員会としては、ややもすればマンネリ化される中で、ひとたび事故、事件が起これば、今日までの努力が無と化すことがある。十分な注意と関心を持って見守ることが出されました。

なお、演習中に各対策本部へ、議会として激励に訪れる旨を予定されていることをつけ加えて、以上、閉会中の報告を終わります。

○議長（秦 時雄君） 基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、議会改革特別委員会の報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長宿利忠明君。

○議会改革特別委員長（宿利忠明君） 平成28年第4回玖珠町議会定例会において、議会改革特別委員会に閉会中の継続審査の付託を受けた件について、協議の結果を報告します。

特別委員会を、平成28年12月15日、平成29年1月13日、平成29年2月2日、平成29年2月21日、4回開催をいたしました。

協議事項は、

①議会基本条例の制定について。

②災害対策行動マニュアルの策定について。

③住民との意見交換会にかかわる現地視察について。

以上3点について協議及び現地視察を行いました。

議会基本条例。

議会基本条例の素案を、玖珠町議会の現状と住民の要望、他市町村議会の基本条例をもとに作成しました。素案について検討及び見直しを行い、玖珠町議会基本条例（案）を決定しました。

今後は、全員協議会において提案をし、承認後、6月議会での発議をめどに協議することを確認いたしました。

災害対策行動マニュアル。

議会基本条例の制定に向け、災害対策行動マニュアルの策定が必要となったため、その素案を各委員が次回までに作成してくることを確認いたしました。

現地視察。

住民との意見交換会で出された日出生地区の観光資源（から滝、西椎屋の滝、肉桂の木等）及び町道牧の原線の現地視察を行いました。

視察後、観光資源及び牧の原線の件を、議会改革でどのように対応していくのかの協議を行い、所管である常任委員会に調査、検討に付すことを確認いたしました。

本委員会は、閉会中に付託を受けました案件について、引き続き調査、研究することに決しました。以上、閉会中の報告を終わります。

○議長（秦 時雄君） 議会改革特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。
（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議会改革特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で継続審査の報告並びに委員長報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。

議案第24号、議案第25号、議案第30号及び議案第31号から議案第37号までの10議案並びに諮問第1号は、議会運営委員会委員長より報告がありましたように、財産の無償譲渡案件、建設工事委託契約の締結案件、平成28年度玖珠町一般会計、各特別会計、水道事業会計の補正予算案件並びに人事案件であります。

議案の性格上、また、年度末を控え、予算執行上、喫緊を要する案件でありますので、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題とし、本日は議案質疑のみとし、6日に討論、採決をいたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号、議案第25号、議案第30号及び議案第31号から議案第37号までの10議案並びに諮問第1号は、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題とし、本日は議案質疑、6日に討論、採決とすることに決定いたしました。

日程第8 議案質疑

（議案第24号、議案第25号、議案第30号及び議案第31号から議案第37号、
諮問第1号）

○議長（秦 時雄君） 日程第8、これより議案質疑を行います。

初めに、議案集61ページです。

議案第24号、財産の無償譲渡について質疑を行います。

関係資料は、黄色の参考資料集121ページです。

質疑はありませんか。

5番中尾 拓君。

○5番（中尾 拓君） 5番中尾でございますけれども、無償譲渡をするということで、先ほどの町

長の提案理由の中で、町有財産条例第4条と思うんですけども、その公益事業という該当、考えでようございますか。それに該当するから無償譲渡するんだと、それを根拠にするということでございますか。

○議長（秦 時雄君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 社会福祉法人が、公益事業として社会福祉事業の利用に供するため無償譲渡をするということで、地方自治法上でこの施設の管理及び廃止の条項で、無償譲渡する場合には議会の議決が必要ということでもありますので、今回、議案として上程したものでございます。

以上です。

○議長（秦 時雄君） 5番中尾 拓君。

○5番（中尾 拓君） わかりました。

それで、無償譲渡するという事だから、地域への波及効果、経済的効果が多大なものだと思っておりますけれども、どういう波及効果、経済的効果を考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 今回の社会福祉法人は、これまで玖珠町にない障害者の就労支援施設、一般就労へつなげるための就労継続支援事業A型と就労移行支援事業を行う多目的型の事業所を開設するようしております。そこで、A型の利用者として10名、それから、就労移行支援として10名、また、スタッフ10名の30名規模の施設となる予定としております。

当然、町内の方、現在もB型施設が3施設及び地域活動支援センターが1事業所、計4事業所ありますが、そこからの方や、現在まだ就労できていない方及び人数を確保するために、現在いろんな事業所を持っています大分のほうからこちらへ来てもらって事業を行うというふう聞いております。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「議長、大変すみません。先ほどの件でいいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 大変すみません。先ほど、地方自治法でと言いましたが、それは無償貸し付けのほうでありまして、玖珠町有財産条例に該当しないので、譲渡については議会の議決が必要となります。土地については、条例にありますので無償貸し付けという形で行いたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案集62ページです。

議案第25号、玖珠工業団地建設事業に係る町道井の尻四日市線建設工事委託契約の締結について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） 藤本ですが、議案第25号、やっど玖珠工業団地の一部が、一部といいますか、前回工事をやっておりましたが、これがやっど開通のめどが立つんじゃないかなという工事のようございまして、久々のある程度大きな事業じゃないかなと思うところございまして、これを、我々、今までの取りつけ道路の半分できている分を、土地開発公社のほうに以前、ぜひ、地元業者に指名をしてくれということをお願いをした経緯がございます。今回、また継続の事業が出た中で、契約相手が大分県土地開発公社となっておりますございまして、この8,200万相当の工事を土地開発公社に出すのではなく、地元の業者で、町が指名入札かなんかでできるようなことにはならないのか。そこらをひとつ検討、検討というか、答えをいただきたい。

○議長（秦 時雄君） 中島商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（中島圭史君） なぜ土地開発公社と随契なのかということでございますが、まず一つには、先ほど町長が提案理由の説明の中でも申し上げましたが、協定書により、基本的には玖珠工業団地事業は土地開発公社が事業を実施するというふうになっております。具体的には、その協定書の第3条で、それぞれの役割分担として、事業に係る業務は大分県土地開発公社が実施する。町はこれに協力する。県は土地開発公社が行う業務に対して、指導、監督、それから必要な支援を行うというふうに役割分担がうたわれております。よって、基本的には、玖珠工業団地の事業は土地開発公社が事業を実施するというふうになっております。

それから、法的な取り扱いにつきましては、随契の根拠につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約でございます。その中で、「その性質又は目的が競争入札に適していないものをするとき」というのがありまして、具体的には、町の契約検査係が作成した随意契約ガイドラインにおいて具体例として、公社、公庫を含む国、他の地方公共団体、その他公共団体と直接契約をするときというふうに挙げられておりますので、公社との随意契約について法的な問題は無いというふうに考えております。

それから、現場の施工条件の問題があります。

今回、前回24年度から25年度の工事と違う点は、県が公社に委託し、道路の下に造成地の排水用としてボックスカルバートを埋設する工事を行うことになっております。28年度繰り越し工事の一部と、それから29年度工事の大部分が、改良工事とボックスカルバートの埋設工事を同時施工することとなるので、発注主体が違うということは、工事の進捗管理等、大変困難というふうに考えております。

それから、工業団地全体の工程の関係については、今回の工事は繰り越し工事であり、早期に完成させることは当然であります。新年度早期にはそれを延伸する工事を発注する予定であって、工程がおくれた場合、造成工事は完了したがアクセス道路はまだ完了していないという事態にもなりかね

ず、県は造成工事は29年度中に完成させる予定と聞いておりますので、工程のおくれは工業団地事業全体にも影響を及ぼすということになるというふうに思っております。

このような事情があることから、基本協定を踏まえた大分県土地開発公社との委託契約によって、発注主体を公社として、早期に着工し、早期完成をしたいので御理解をお願いしたいというふうに思っております。

なお、町内業者の工事への参加についてでございますが、24年に県と公社のほうに陳情に行かれたということを聞いておりますので、入札参加についてはできる限り町内業者が参入できるよう土地開発公社に要望はしていこうというふうに思っておりますので、その点についても御理解をお願いしたいというように思います。

以上です。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありますか。

12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） 道路、土地開発公社と一体になってやらなならんというような説明であったかと思うが、よって、主力は土地開発公社であると。が、あの町道は、我が町が10億の基金を募って、基金をつかって、そして建設をする道路。だから、町が主体となって何が悪いのか。先ほどの説明の中で、ボックスカルバートが路面の下に入るというのも、これは初めからわかっておったかわかりませんが、その工事は、どっちにしても地元の業者が一緒になってやらなならんとですよ。だから、町道の中につくるんだから、町が主体で町から発注したらどうですか。

そして、大手をとというような考えかもしれんけれども、大手じゃなくても地元の業者であれぐらいの工事は十分できると思う。土地開発公社に全てを投げて、土地開発公社から指名入札になると、大分の業者、大手が入ってくるんですよ。そうになると、頭はとられて、地元の業者は潤いませんよ。だから、そこらも十分考えて、町でやる事業はできるだけ地元の業者に、できるだけじゃない、ほとんど地元の業者に出してくれんと地元は潤いませんよ。町の財源にもなるんですよ。それであなたの給料にもなるんですよ。町の業者が受けてもうけたら。そこらを十分、いつも置いて、地元業者をよほど考えてくださいよ。

○議長（秦 時雄君） 中島商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（中島圭史君） 今、藤本議員が言われたのは十分理解はします。ただ、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律というのもございます。もう金額からいって、やっぱり入札に参加できる業者というのはある程度は決まってくると思います。そして、町の契約規則の施行細則にも、各業種によってランクがAとかBとかいうふうに決められておりますので、可能な限り、こちら公社のほうに町内業者が入るように要望はしていきたいと思いますので、その辺で御理解を賜りたいと思います。

それから、ボックスカルバートを、もしそれも含めて町でやるとなると、新たに3億程度お金がまた必要になります。そういうこともありまして、町と一緒にボックスまでやるというのはちょっと困

難というふうに考えております。

以上です。

○議 長（秦 時雄君） 12番藤本勝美君。3回目です。

○12番（藤本勝美君） ボックスカルバート、これは県が発注しなきゃならんという工事も、それは聞いております。これを、道路の中に、敷き土の中にできるんだから、それをこっちが負担せいじゃないんですよ。町の事業をいただきなさいと。いただいて合算して工事を出したらどうかと。合算すれば額はまだ多くなるから、また最後になるでしょうが、何か分離するとか、それとか区分をちょっと上部から下部からというような工事にするとか、何か知恵を絞って。それは額面がオーバーすればできんとか言うけれども、それになるように皆さん方がA級、B級を育ててもらわにゃ、いつまでたってもそこに達しませんよ。限界ですからだめですよ、いつも言うようなことになるでしょう。それじゃいかんから、ぜひそこらを育成の気持ちでやってもらわんといかんと思うんです。3回目だから、もう後、言われませんが、よろしく頼みます。

○議 長（秦 時雄君） 答弁はよろしいですか。

中島商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（中島圭史君） 町内業者の育成という部分も町にはありますので、そこは十分考慮して、業者ができるだけ参入できるように公社と協議いたしますので、よろしくお願いします。

○議 長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

5番中尾 拓君。

○5番（中尾 拓君） この契約締結の議案の中に期間が書いてないんですけども、委託契約の期間はどのくらいにするのかと、ついでに、工事はいつから始めて、いつごろ終了する予定ですか。お伺いしたいと思います。

○議 長（秦 時雄君） 中島商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（中島圭史君） 今、仮契約した時点なんですが、期間としては10月を予定しております。着工はもう4月早々に着工したいというふうに考えております。

以上です。

○議 長（秦 時雄君） 質疑ありませんか。

5番中尾 拓君。

○5番（中尾 拓君） 関連ですけども、工事にかかるのが4月でいいんですか。それで完了を10月に予定しておると。

○議 長（秦 時雄君） それでよろしいんですか。

中島商工観光振興課長。それでよろしいんですか。

○商工観光振興課長（中島圭史君） そのとおりです。間違いありません。

○議 長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案集67ページです。

議案第30号、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任について質疑を行います。

関係資料は、黄色の参考資料126ページです。

質疑ありませんか。

3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君） 議席番号3番小幡です。

固定資産評価審査委員会委員の選任についてお尋ねします。

固定資産評価審査委員会は、固定資産の評価額について、納税者からの不服を審査する機関であります。固定資産評価委員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから選任することとなっておりますが、今回提案していただいた選任予定者の経歴を見ると、学校関係の経験は豊富ですが、土地であったり、家屋、また償却資産についての知識を有しているとは思えません。各分野に精通した方を選任すべきと考えますが、今回、選任予定者を提案していただいた理由は何であるのか、また、この本人の同意を得られているのか、以上2点伺います。

○議長（秦 時雄君） 穴本法制室長。

○総務課法制室長（穴本芳雄君） 小幡議員の御質問にお答えいたします。

まず、固定資産評価審査委員会委員につきましては、今おっしゃられた固定資産評価に学識経験を有する者のみならず、法律の中では、玖珠町の住民、町税の納税義務がある者のいずれかの方が対象であるということをごさいます、全ての委員が、今言われたように、固定資産に精通をしていなければならないということではございません。一般の感覚をお持ちになり、それをもって判断されるということも非常に重要なことだというふうに私ども考えております。

今村氏は、確かに学校教員もされておまして、学校関係がかなり長いこともございましたけれども、さまざまな活動を通じられて高い識見を持っておられる方でございますので、適任であるというふうに考えておるところでございます。

それからまた、御本人にも同意をいただいておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（秦 時雄君） 質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） よろしいでしょうか。質疑なしと認めます。

議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号、平成28年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。別冊となっております。

最初に2ページです。第1表歳入歳出予算補正、歳入から8ページ歳出、最後まで質疑はありません。

んか。

13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 28年度補正予算（第4号）の中の主要な事業、地方創生拠点整備交付金事業という中に、豊後森機関庫公園周辺整備事業ということで6,300……

〔「まだ8ページまで」と呼ぶ者あり〕

○13番（繁田弘司君） 一括じゃないんですね。

○議長（秦 時雄君） 8ページまでです。

8ページまでは質疑ありませんか。最後まで、8ページの。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 次に、9ページ、第2表繰越明許費補正から10ページ、第3表債務負担行為補正まで質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） よろしいですか。

次に、12ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括歳入から13ページ歳出まで質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） よろしいですか。

次に、歳入に入ります。

14ページ歳入、6款地方消費税交付金から17ページ、15款国庫支出金2項9目教育費国庫補助金、最後まで質疑はありませんか。

3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君） 議席番号3番小幡です。

14款1項5目豊後森機関庫公園使用料の33万円の減額についてです。

当初予算では120万円を見込んでいましたので、入館料は100円をもとに逆算をすると、1万2,000人の来場者を見込んでいた。しかし、実際は3,300人少ない8,700人ほどの来場者だったと推測できません。今後、来場者数をふやすための考えがあるのか伺います。

○議長（秦 時雄君） 中島商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（中島圭史君） まず、入館料が減額となった原因についてでございますが、4月の地震の影響によって、4月、5月、6月あたりまで減っております。それから12月以降の冬季に減っております。ただ、入館者の数は予想より下回ったものとなっておりますが、機関庫公園を訪れる観光客につきましては、入館者の倍程度はいるんじゃないかというふうに捉えているところであります。

今後の入館者の増の対策につきましては、施設は完成したら終わりではなくて、ハード面、ソフト

面を含めて常にブラッシュアップする必要があるというふうに考えております。具体的には、ミュージアムや機関庫公園でのイベント、それから、現在行っていますが、ミニSLの展示などの特別展の開催、また、2月にリリースしましたが、観光情報アプリの活用や玖珠町のホームページでのPRの強化、また、28年度予算の繰り越し予算で工事を行う予定となっておりますが、公園内の芝生化や展示線路の整備を行うことにより、雨天時の足元の悪さなどが解消されることで、観光客の方にはより楽しめる、より環境のよい公園施設にしたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 次に、同じく17ページ、16款県支出金から20ページ、16款県支出金3項6目土木費県委託金、最後まで質疑はありませんか。

12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） 12番藤本です。

19ページの農林水産業費、この中で中山間地等直接支払制度の補助金が642万3,000円減額になっておりますが、先般の、私も一般質問したんですが、該当しないところが出たという、ちょっと我々から見ると、もう何かごり押しみたいなやり方だったんですが、その減額に当たるんですか。

○議長（秦 時雄君） 湯浅農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（湯浅詩朗君） 減額につきましては、全部で22協議体を契約しておりますが、その中で錯誤、あるいはそういう状況の中で加入しておりましたものを適正に処理したところで、その部分が抜けております。前回御指摘をいただいた分については、3期から4期にかわるときに、そこはそうようになっておりますので、今回の減額については、この前の質問の分については含まれておりません。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 次に、同じく20ページ、17款財産収入から23ページ、22款町債、最後まで質疑はありませんか。

3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君） 3番小幡です。

19款1項1目繰入金の童話の里元気プロジェクト支援基金の600万円の減額についてですが、当初予算では1,400万円を計上しており、うち800万円はコミュニティーに割り振っていますが、残り600万円は年度内に使われることなく、今回の補正予算にて減額補正となっております。そもそも当初予算で計上している金額のうち、600万円の事業内容及び積算の根拠を伺います。

○議長（秦 時雄君） 村木まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（村木賢二君） 補正予算書20ページの童話の里元気プロジェクト支援基金の減

額600万円ですが、これにつきましては、後ほど歳出のほうで出てきますが、26ページの地域づくり推進事業費、童話の里コミュニティ推進事業補助金の減額600万円に伴うものでございます。

600万円の事業内容及び積算根拠とのことですが、現在、童話の里コミュニティ推進事業につきましては、その財源として、ただいまの元気プロジェクト支援基金を毎年1,400万円繰り入れて事業費に充当していますが、その内訳として、議員が仰せられましたように、各地区コミュニティへ200万円ずつ、4地区で800万円。残りの600万円につきましては、別に掲げております童話の里コミュニティ推進事業補助金交付要綱に基づきまして、地区コミュニティ組織に属する団体などが、地域の歴史、文化、地理的特性を生かして地域活性化のために活動するチャレンジ枠として事業を支援しようというものでございます。

したがって、具体的な事業は年度当初に決まっているものではございません。年度内における住民組織の方々の御要望等を受けるための上限として、例年600万円を計上して対応しているものでございます。

ちなみに、1事業の補助限度額は200万円が上限となっております。今回平成28年度においては、本件チャレンジ枠補助の申請がございませんでしたので、3月議会にて減額補正するものでございます。

以上です。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「議長、すみません、ちょっと」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 湯浅農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（湯浅詩朗君） 大変申しわけありません。先ほどの藤本議員の御質問に、私のほうで回答しました22協定と申しましたが、86協定の間違いでございました。訂正をさせていただきます。

○議長（秦 時雄君） ほかにございませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） それでは、次に、歳出に入ります。

24ページ、2款総務費から30ページ、4款衛生費2項3目し尿処理費、最後まで質疑はありませんか。

3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君） 3番小幡です。

2款1項3目の工事請負費の718万円の増額についてですが、説明資料にはモラロジー跡の駐車場整備事業の予算計上となっております。具体的な事業の内容と、この事業自体、近隣住民ともめた経過もありますので、住民への説明がなされているのか伺います。

○議長（秦 時雄君） 村木まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（村木賢二君） 御質問の旧モラロジー施設の周辺の山林及び土地については、

いまだに有効利用できずに遊休地となっているところではありますが、昨年11月に実施いたしました、トライアルバイクを使用した玖珠トライアルヒルズ・オープニングフェスタという形で、どういう競技であるのかを広く見ていただきましたが、一応、心配となります自然を破壊するような乱開発、騒音公害につながるような競技でないということを住民の方に御理解いただいたところでもあります。

その後、大分自動車道インターチェンジからの距離とか、選手、スタッフの宿舎所の関係、あと周りの観光地、湯布院、九重、宇佐、中津、小国と、地理的条件もありまして、あと国道210号、387号、大分自動車道等でとても場所的にいいという形で、同競技会のほうが、平成29年度も使わせていただきたいということで、4月に九州トライアル選手権大会、5月に全日本トライアル選手権シリーズ九州大会をしたいという御要望が今ありまして、今回、またこれが利用できるのであれば、全国的に大会開催のPRを実施して、観光交流人口のアップに協力したいという申し出がございます。

特に、5月にやろうとしている九州シリーズ大会については、例年、全国から150名以上の参加、スタッフが100名以上、観客1,500以上で、総勢200ほどが前々日から終わる日までぐらいに集まるとのことで、観光交流人口の増にはつながるといふふうに思っております。具体的に、また玖珠町商工会、玖珠町観光協会との連携をもとに、来場者への宿泊施設のPR、お食事の依頼などをやりたいというふうに言われています。

それと、11月に実施したトライアルヒルズ・オープニングフェスタにおいて、あいにくの雨だったんで、今までであったグラウンド等、草地に駐車場をしておられましたが、私も見に行ったんですが、一般に来られた方が出られないような、じゅぼじゅぼというか状況になっておりまして、唯一、団体からの御希望が駐車場だけどうにかなりませんかということで、今回、工事内容については、今ある土、やわい草等を、上部分の土等を除去して、その上に砂利を敷いて転圧をするという工事内容で、一応718万4,000円計上させているところでございます。

それから、住民説明ということでございますが、昨年、たしかに始める前、皆さん、どういうものかよくわからなくて、いろいろ御意見いただきました。また、同地は玖珠町上水道の水源地であって、環境問題は心配ないかという御意見がございましたが、玖珠町として定期的に行っている上水道の水質検査等において、何らかの異常等が見受けられ、トライアル競技大会などの開催が原因であるという可能性が少しでも見受けられた場合は、即中止をしていただくというお約束をした上で、トライアル競技の実施を許可していきたいというふうに考えているところであります。

今後の住民説明でございますが、今説明したように、本議会において駐車場整備工事の補正予算を上程していただきましたので、議決をいただきましたら、3月中旬に再度、住民説明会を開催する予定としております。

以上です。すみません、長くなって。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） よろしいですか。

次に、同じく30ページ、6款農林水産業費から38ページ、9款消防費1項4目消防防災費、最後まで質疑はありませんか。

(なし)

○議長(秦 時雄君) じゃ、次にまいります。

次に、同じく38ページ、10款教育費から42ページ、13款諸支出金3項9目次世代教育環境整備基金費、最後まで質疑はありませんか。

(なし)

○議長(秦 時雄君) 全体を通して質疑はありませんか。

13番繁田弘司君。

○13番(繁田弘司君) ちょっとわからないのでお尋ねをしたいんですが、28年度補正予算案(第4号)の概要についてというのをもらいました。その中の主要な事業の、先ほど言いました地方創生拠点整備交付金事業の6,361万8,000円というのがありますが、地方創生で国からの補助金が認められて、交付金が認められて仕事をするというふうに思うんですが、この内訳について、中身についてどういふふうな部分を、公園周辺整備事業ですから、企画にかかわることだと思いますが、この6,361万8,000円の配分と事業の中身についてお尋ねをしたいと思います。

○議長(秦 時雄君) 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長(衛藤 正君) 今回の地方創生拠点整備交付金事業につきましては、平成28年度、国の第2次補正予算で確保された交付金であります。この事業に対しまして、今回、豊後森機関庫周辺整備事業ということで計画を上げまして、事業の内容としましては、機関庫構内の整備工事として、展示線路の敷設工事や園路、修景の工事、また、南部精米所の外構工事、それから休憩施設工事や給排水等の工事を予定しております。経費的には、実施設計費が約1,000万で、あと工事費関係が4,000万、あと附帯工事等となっております。

以上です。

○議長(秦 時雄君) ほかに質疑はありませんか。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 時雄君) 13番繁田弘司君。

○13番(繁田弘司君) 6,000万円に対して設計費が1,000万というのは、えらい多額に思われますが、十何%、そんなものですか、設計費というのは。

それから、今言いましたように、構内の線路、園路、こういうふうな部分は、これから具体的な絵を描かれるんですか。そして、具体的な絵を描いて、1回、私たちにも提示をしていただきたいというふうに思います。設計費について。

○議長(秦 時雄君) 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長(衛藤 正君) 大変すみません。申請段階では展望デッキの設計費も見ていましたので、その関係で設計費が1,000万ぐらいかかるというふうになっております。正確

に言うとは800万程度です。すみません、1,000万とは言い過ぎました。800万程度となっております。

以上です。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

5番中尾 拓君。

○5番（中尾 拓君） 5番中尾でございますが、31ページの農林水産業費でございますけれども、その中に山地パワーアップ事業補助金というのが1,535万3,000円、大幅に減額をされておりますけれども、この当初予算、計画の予算額と、どうしてこういう大きな減額になったのかお聞きしたいと思います。山地がパワーアップすればすばらしい農業町になると思いますので、そこら辺を含めて答弁をお願いします。

○議長（秦 時雄君） 湯浅農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（湯浅詩朗君） お答えします。

この山地パワーアップ事業につきましては、北山田ライスセンターとJAの米の精米施設等の導入事業でありました。これにつきましては、少しの事業の見直しはありましたが、基本的には入札の減による減額の内容となっております。

以上です。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） 清掃費のし尿処理、合併槽の助成金がかなり減額になっているが、1,243万9,000円、これ、何分に相当するのか、ちょっと伺いましょう。

○議長（秦 時雄君） 30ページですね。

藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） 合併浄化槽につきましては、当初予算に上げる時点では、国に提出をいたしております循環型社会形成推進交付金事業実施計画に基づいて申請をいたしております。その申請数を当初予算で上げております。当初予算で、計画書に基づきまして115基を予定して予算計上しておりましたが、3月末の決算見込みで本年度83基に減るということで、減額補正をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（秦 時雄君） 12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） 以前、私も担当のほうに言ったんですが、なかなか合併槽の普及は進まんと。それでもう本当、川が汚く大変な状況ですが、もう少し補助率を上げるとかどうかして普及率を上げたらどうでしょうか。もう到底、この我が町では下水道はできませんので。ということでまた合併槽に着手しよるんですってね。115基とかいうような数字でも、またとてもじゃないけれども、緩和軽減とかいうような状態の数字じゃないですね。できればもう少しふやして、補助率も上げて、するというようなことにはなりませんか。

○議長（秦 時雄君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） 現在、玖珠町のほうでは、国・県の補助に対して上乗せ10万をやっております。それからまた昨年度は、一昨年度より県のほうも普及率の悪いところについてはプラス上乗せ10万ということで、現在、県と町を合わせまして20万の上乗せ補助で補助事業のほうを実施いたしております。

上乗せを上げたらということだと思いますが、現在のところは具体的に計画はございません。

以上です。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号、平成28年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、別冊となっております。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号、平成28年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、別冊となっております。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君） 議席番号3番小幡です。

歳入7款1項1目の繰越金の495万円の増額についてです。

繰越金の当初予算額は50万円でしたが、今回の補正により10倍以上になっています。当初予算を計上したときに今回の増額分を予想できなかったのかを伺います。

○議長（秦 時雄君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） まず、水道会計の予算を編成する形から御説明をしたいと思います。

まず、予算を編成する際につきましては、歳入の使用料収入を見込みます。そして、歳出予算を積み上げたその差額が不足し赤字経営となるときには、一般財源からの繰入金で賄います。黒字となる場合は、予備費で歳出調整をしているという形になっております。28年度の当初予算では、建設改良費を除く繰入金がゼロ円、繰越金が50万、予備費を100万円という形で計上していたということにつきましては、28年度の単年度で赤字経営が行われると判断をしていたところであります。繰越金のその額につきましては、決算を行うことにより算定をされます。その認定につきましては、9月議会となっております。ですので、当初予算書には繰越金の額を正しく反映することはできませんし、年度

末に大型の故障や事故があった場合には赤字決算となりますので、繰越金を当てにした予算等は組んではおりません。

したがって、繰越金の増額ができなかったというよりも、前年度の黒字決算が見込まれる場合は、最少額の繰越金を予算化しているという形をとっております。

ちなみに、例年、この繰越額につきましては50万円を計上しているところでございます。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号、平成28年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号、平成28年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号、平成28年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第37号、平成28年度玖珠町水道事業会計補正予算（第3号）について、別冊となっております。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

議案第37号の質疑を終わります。

議案集にお戻りください。

次に、議案集68ページをお開きください。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。

関係資料は、黄色の参考資料127ページです。

質疑はありませんか。

(な し)

○議長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

諮問第1号の質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたします。

お諮りします。

あす3日から5日までの3日間は議案考察のために休会とし、6日は議案質疑といたしたいと思
いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 時雄君) 異議なしと認めます。

よって、あす3日から5日までの3日間は議案考察のため休会とし、6日は議案質疑とすることに
決しました。

なお、一般質問は、議会運営委員長より報告がありましたように、15日、16日を予定しております。
通告締め切りは7日の午後5時までとなっております。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午後2時03分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年3月2日

玖珠町議会 議長 秦 時 雄

署 名 議 員 小 幡 幸 範

署 名 議 員 藤 本 勝 美